

# 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案の概要

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室

## 1. 趣旨

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）については、平成 25 年 3 月以降、施行状況の点検等を行い、平成 27 年 3 月に食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について、食料・農業・農村政策審議会（平成 27 年 3 月）及び中央環境審議会（同年 4 月）の答申が行われたところ。

本答申において、再生利用手法の優先順位を改めて明確化することが必要とされたこと等から、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 13 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 4 号）について所要の改正を行うもの。

## 2. 改正の概要

### （1）食品廃棄物等の再生利用手法の優先順位の明確化

食品廃棄物等の再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、メタン化等の順とすることを明確化する。

### （2）再生利用としてペットフードの製造を行う際の取扱いの明確化

食品関連事業者が自ら飼料を製造する際に遵守する基準として、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）に基づく基準及び規格に適合させることを追加する。

## 3. スケジュール（予定）

7月 改正省令の公布・施行